

# 政治資金監査の質の向上について

## ～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

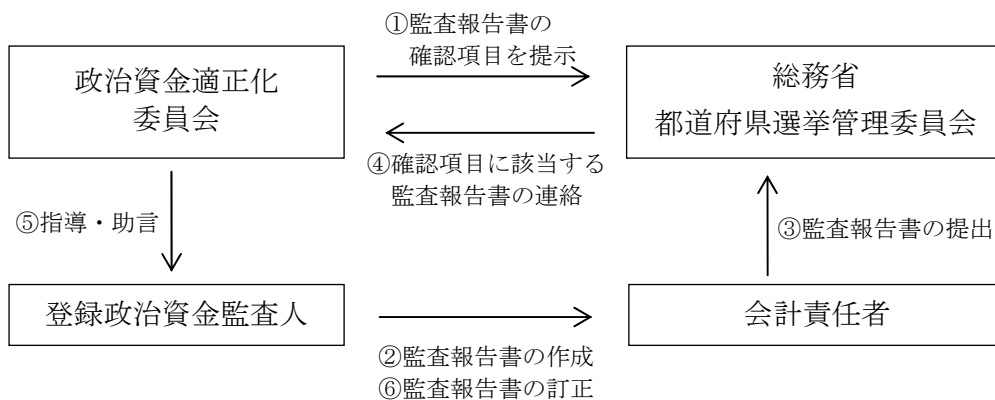
### 1. 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある監査報告書や収支報告書が提出されることがないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

#### 【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



（「取りまとめ」（平成26年3月）P11、12参照）

政治資金監査報告書の作成時点における状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図る。

## 2. 確認項目について

### (1) 確認項目

- 登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめる。  
ただし、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、都道府県選管及び総務省に報告を求める。
- この考え方にに基づき、確認項目を決定する。なお、運用状況等を見直しを行う。

### (2) 確認項目による当委員会への報告

#### ①報告主体

- ・ 都道府県選管分：都道府県選管
- ・ 総務大臣分：都道府県選管及び総務省

#### ②報告を求める範囲

原則、指導対象とするものについて報告を求めることとし、今後、個別指導の方法と併せて検討する。

また、確認項目以外に関するものについても、個別指導が必要と都道府県選管及び総務省が考えるものについて報告してもらい、個別指導や今後の見直しの検討の参考にする。

#### ③想定される報告手順（案）

- ※ 当委員会に報告する際に、報告漏れ及び写しの添付漏れがないようにできるのであれば、他の手順によることも考えられる。
- i 当委員会から都道府県選管及び総務省に対して、確認項目のリスト兼報告様式を示す。
- ii 報告様式には団体名及び登録政治資金監査人名の記載欄があり、都道府県選管及び総務省においては、形式審査の際にあらかじめ国会議員関係政治団体1団体につき1部ずつ報告様式を用意する。
- iii 形式審査を行い、報告が必要となる場合については審査した政治資金監査報告書の写しをとり、報告様式に添付して保管・提出してもらう。報告の必要がない場合については、写しの添付及び保管・提出することを要しない。

### 3. 報告があったものの委員会での取扱いについて

#### (1) 確認項目に関する報告について

- ・ 個別指導を行うに当たり、委員会で十分審議する必要があること
- ・ 都道府県選管及び総務省からの確認項目に係る報告が要旨公表後の12月であり、翌1月から次年分の収支報告書の提出期間が開始すること

以上2点を考慮し、都道府県選管及び総務省からの報告の前に委員会であらかじめ指導対象、指導方法、指導時期等について審議した上で対応方針を決定する。決定された方針に従い、事務局が対応する。

委員会での決定に従い事務局で対応した結果として、確認項目別の集計結果、指導に対する反応、今後の対応等をまとめて委員会に報告し、全体像を把握する。

#### (2) 確認項目以外に関する報告について

都道府県選管及び総務省によって報告内容が異なると考えられるため、確認項目以外に関する報告に係る指導の要否、指導方法等については、都道府県選管及び総務省からの報告を受けた後に、個別に委員会で審議・決定する。また、その後の確認項目等の見直し検討の際に参考とする。

### 4. スケジュール（案）

- 実施時期：平成27年1月より提出が始まる平成26年分収支報告書から
- 都道府県選管及び総務省からの報告の締切：12月上旬
- 個別指導のタイミング
  - ・ 確認項目に関するもの：1月上旬～
  - ・ 確認項目以外に関するもの：委員会での検討を経た後

### 5. 個別指導の方法について

個別指導の方法については、各士業団体が個別指導を行う際どのように行っているか等も参考にしながら今後具体的に議論する必要がある。